

これって医療行為？ ～介護職が出来る行為とは～

作成 リハ室



これってしていいの？って
迷うことないですか？



介護職は医療行為はできません！

医師の**医学的判断**や**技術**をもって行わなければ、人体に危害を及ぼす行為（**医療行為**）だからです。

重要!

今回のミッションは

「**介護職が出来る行為**」を知る！



★本日学んでもらうこと できるもの

- ① 医療行為ではない
- ② 原則、医療法等の対象とならない行為

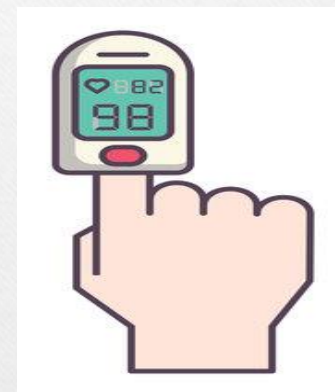
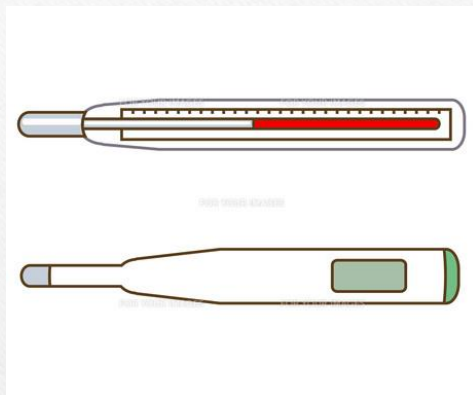
条件付きでできるもの

- ③ 「3つの条件」を満たした上で、
更なる条件付きで出来る行為
- ④ 研修を修了した者が行える行為
(認定特定行為)

できるもの

① 医療行為ではない

① 医療行為ではない



- 体温計(電子・水銀も含む)で、体温を測定する
- 自動血圧計により、血圧を測定する (※入院治療が必要者以外)
- パルスオキシメーターを指に装着・測定する (サーチ測定という)

あくまで**測定**や**装着**する行為のみ！

数値を判断する事は
「医療行為」！

判断は看護師に
聞いてね！



① 医療行為ではないもの

- 小さく軽い切り傷、擦り傷にカットバン等を貼る
- 流水や水で冷やす程度の、やけど処置



判断が不安な時は看護師に聞いてね！

問題題

介護職はどちらの血圧計が使える？

AかBか？でお答えください

A 水銀血圧計

B 電子血圧計



理由

水銀血圧計は
聴診器を使用し、判断する
から医療行為になる

テーブルに膝をこすり、擦り傷ができた。
傷口にカットバンを貼った。

○か×でお答えください



理由

軽微な傷の場合は
医療行為にならない

できるもの

② 原則、医療法等の

対象とならない行為

(※変化や異常ある場合は医療行為にあたる)

爪切りや爪ヤスリ掛け

- ① 爪そのものに**異常**がない
- ② 爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症が無い
- ③ 糖尿病の**専門的な管理**が必要でない

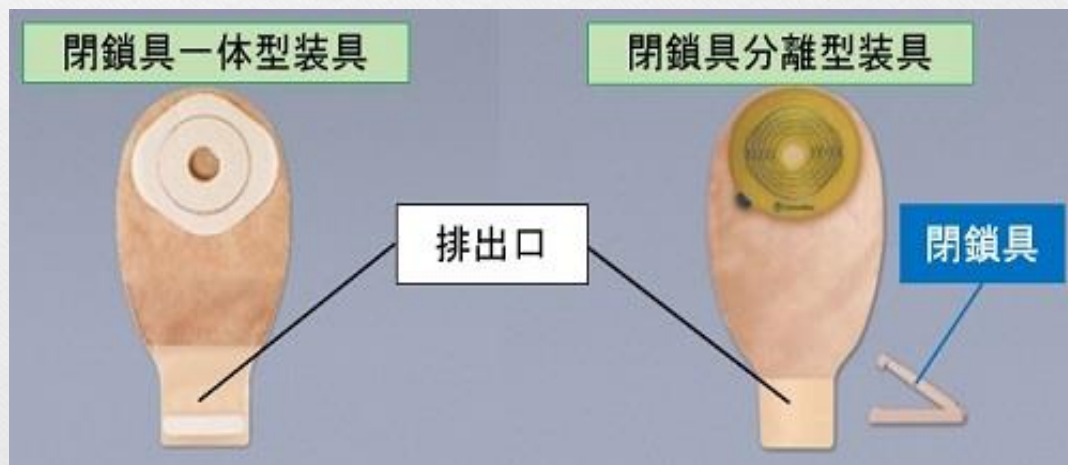




爪に異常・周囲の皮膚に異常がある

ストマ装具のパウチ内にたまった 排泄物を捨てること

(パウチの取り換えを除く)



捨てるだけ
だよ～ん



日常的な歯磨き・

口腔粘膜や舌苔の除去
(歯周病などの異常がない場合のみ)



耳垢の除去

(耳垢塞栓の除去を除く)



自己導尿を補助

カテーテルの準備、

体位の保持などを行うこと

市販のディスポーザブル

グリセリン浣腸器を用いて

浣腸する



問 題

利用者様に注射器型の浣腸で浣腸を頼まれました。介護職ができますか？

AかBか？でお答えください

A できる

B できない



理由

市販の使い捨て
浣腸ではない



条件付きでできるもの

- ③ 「3つの条件」を満たした上で
更なる条件付きで出来る行為

「3つの条件」とは？

- ① 容態が安定している
- ② 薬の副作用や量の調整で医療職による
連続的な容態の経過観察が不要
- ③ 当該医薬品の使用方法に
専門的な配慮が不要
(誤嚥の危険性・肛門からの出血なし)

更なる条件①

- 利用者の状態が「**3つの条件**」を満たしている事を、医療職が確認
- **介護職等による医療品使用の介助**が出来る事を、利用者**本人・家族**に伝えている。

更なる条件②

- 事前の本人または家族の**具体的な依頼**に基づき、**医師の処方**を受け、**あらかじめ薬袋等**により利用者ごとに区分し 授与された**医薬品**である事
- 医師または、歯科医師の処方及び、薬剤師の服薬指導の上、看護職員の指導・アドバイスを遵守した**医薬品の使用を介助**する事

ややこしいので、流れを図で説明すると・・・

医療職

④

指導・アドバイス

介護職

②

状態確認

介助の要否を判断し、
適切なケアを行う

③

①

依頼

依頼

介助

⑤

3つの条件

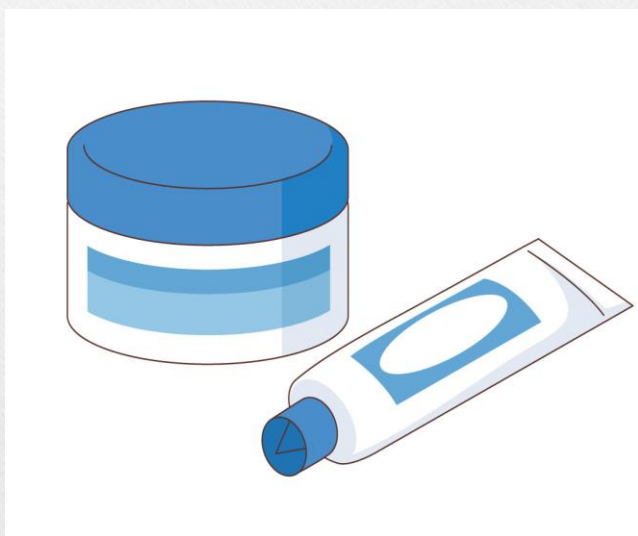
- ①容態が安定
- ②連続的な容態の経過観察が不要
- ③当該医薬品の専門的な配慮が不要
(誤嚥の危険性・肛門からの出血なし)

ご利用者

家族

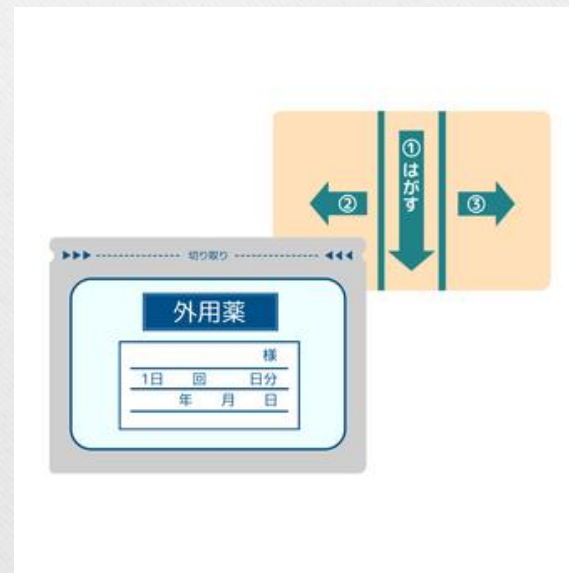
軟膏の塗布

- 皮膚への軟膏塗布
(褥瘡の処置除く)



湿布の貼付

- 皮膚への湿布貼付



点眼

- 点眼薬



服薬介助

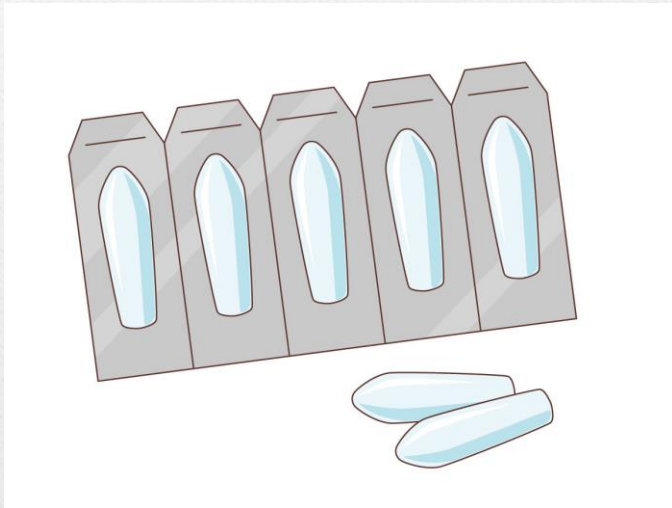
(誤嚥の危険性がない)

- 一包化された内服薬の服薬介助



坐薬

肛門からの座薬挿入
(肛門からの出血なし)



鼻薬剤

鼻粘膜への
薬剤噴霧の介助



問題題

どちらの湿布、貼り付けができる？

AかBか？でお答えください

A 市販湿布



B 病院処方湿布



理由

医師の処方を受け
ている

条件付きでできるもの

- ④ 研修を修了した者が行える行為
(認定特定行為)

認定特定行為

喀痰吸引



経管栄養



研修・講習を受けた介護士
が出来る医療行為

まとめ

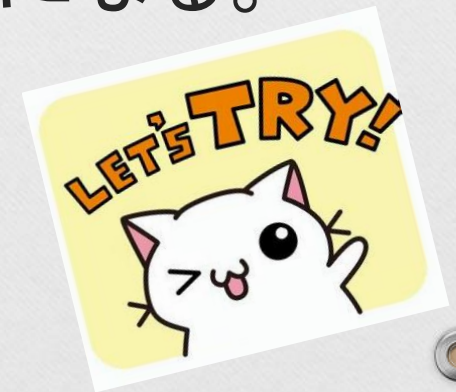
できるもの

条件付きで できるもの

を把握することで、

安心、安全な介護ができるようになる。

明日から、レッツトライ！！



(参考法規)

※医行為について

医政発第 0726005 号

平成17年7月26日

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知) 厚労省より

※認定特定行為

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年度から**一定の研修を修了した介護職員等**においては、医療や看護との連携による安全確保が図られている等、一定の条件の下で**喀痰吸引・経管栄養**の行為を実施できることとなりました。



ご清聴ありがとうございました

